

広島県告示第三百九十三号

広島県立職業能力開発校等の訓練生及び学生に対する災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立職業能力開発校等の訓練生及び学生に対する災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示

広島県立職業能力開発校等の訓練生及び学生に対する災害見舞金支給要綱（昭和四十五年広島県告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に対する」を「の援護のため」に改める。

第二条第一項ただし書を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、訓練生等が故意により次のいずれかの場合に該当することとなつたときは、災害見舞金の全部を支給しないものとする。

一 負傷し、疾病にかかり、身体障害を有することとなり、又は死亡した場合

二 負傷し、疾病にかかり、身体障害を有することとなり、又は死亡したことの直接の原因となつた事故を生じさせた場合

3 第一項の規定にかかわらず、訓練生等が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、次のいずれかの場合に該当することとなつたときは、災害見舞金の全部又は一部を支給しないことがある。

一 負傷し、疾病にかかり、身体障害を有することとなり、又は死亡した場合

二 負傷し、疾病にかかり、身体障害を有することとなり、又は死亡したことの直接の原因となつた事故を生じさせた場合

三 負傷、疾病又は身体障害の程度を増進させ、又はこれらの回復を妨げた場合

第四条第一項中「死亡見舞金」を「打切見舞金及び死亡見舞金」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 打切見舞金は、災害を受けた訓練生等（通校途上負傷し、疾病にかかり、又は身体障害を有することとなつた者を除く。）又はその訓練生等に対して親権を行う者に対して支給する。

第五条第二項を次のように改める。

2 療養見舞金の額は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十三条第二項各号に掲げる療養（同項第四号から第六号までに掲げる療養については、やむを得ない」と知事が認めるものに限る。）に要した費用の額とする。

第五条第三項中「三年」の下に「（療養を中断した期間で知事が必要と認めた期間を除く。以下同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、療養見舞金の支給対象となる災害が能力開発校等の過失等に起因する場合など、

訓練生等への継続した援護が必要であると知事が認める場合には、その療養の開始後三年を経過した日以降についても療養見舞金を支給することができる。

第六条を削る。

第七条第一項中「前条第一号又は第二号」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次のイからハまでに掲げるいずれかの給付（以下「訓練手当等」という。）の支給を受ける訓練生等

イ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第二条第一項の訓練手当

ロ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第十条の三の給付金

ハ 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第八十条の給付金

二 次のイからハまでに掲げるいずれかの給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）の支給を受ける訓練生等

イ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による基本手当その他の給付金

ロ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条の退職手当

ハ イ及びロに掲げる給付に相当する給付であつて、地方公共団体が支給するもの

第七条第二項ただし書中「前条」を「前項」に、「定める額」を「定める給付の額」に改め、同条第四項本文中「基礎額」を「第十条第二項の支給の算定の基礎となる額」に改め、同項ただし書中「訓練生」を「訓練生等」に、「基礎額」を「当該支給の算定の基礎となる額」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項を次のように改める。

障害見舞金は、受給訓練生等の負傷又は疾病が療養の開始後三年以内に治ゆ又は症状が固定した状態にあり、治療の必要がなくなつたとき（次項において「治ゆ等」という。）に、身体に別表上欄に掲げる身体障害の等級に依りて同表下欄に掲げる身体障害が存する場合に支給する。

第八条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 障害見舞金の額は、第十条第一項の支給の算定の基礎となる額に第二項から前項までの規定による支給日数を乗じて得た額とする。

7 別表下欄に掲げるもの以外の身体障害がある受給訓練生等については、その者が有する身体障害の程度に応じ、前項までの例により障害見舞金を支給するものとする。

第八条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 障害見舞金の支給日数は、治ゆ等のときにおける別表下欄に掲げる身体障害に該当する同表上欄に掲げる身体障害の程度の等級（以下「等級」という。）に依りて同表中欄に定める日数とする。

3 前項の規定にかかわらず、既に別表下欄に掲げる身体障害のある訓練生等が、職業訓練

上又は通校途上負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合の障害見舞金の支給日数は、その加重された障害の該当する等級に応ずる同表中欄に掲げる日数から既にあつた障害の該当する等級に応ずる同表中欄に掲げる日数を差し引いた日数とする。

第八条を第七条とする。

第九条第一項中「治ゆしていない場合」を「治ゆ等していない場合であつて、療養の開始後三年を経過した後の療養見舞金を支給しないこととしたとき」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する打切見舞金の支給日数は、同項の規定により療養見舞金を支給しないこととしたときにおける別表下欄に掲げる身体障害に該当する等級に応じて同表中欄に定める日数とする。ただし、身体に他覚症状が存するなど、同表の第一四級よりも軽度の身体障害が存する場合は、同表の第一四級の支給日数とすることができる。

第九条に次の二項を加える。

3 第七条第三項から第五項まで及び同条第七項の規定は、第一項の規定による打切見舞金の支給について準用する。

4 打切見舞金の額は、第十条第一項の支給の算定の基礎となる額に第二項並びに第三項において準用する第七条第三項から第五項まで及び同条第七項の規定による支給日数を乗じて得た額とする。

第九条を第八条とする。

第十条第二項中「基礎額」を「第十条第一項の支給の算定の基礎となる額」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(災害見舞金の基礎額)

第十条 療養見舞金及び傷病見舞金以外の災害見舞金の支給の算定の基礎となる額は、次の各号に掲げる訓練生等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が労働災害補償保険法施行規則第九条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）に満たないときは、自動変更対象額）とする。

一 訓練手当等の支給受給者 受給者の受けるべき訓練手当等のうち基本手当の額
二 雇用保険基本手当等の支給受給者 受給者が訓練手当等の支給を受けることができることとした場合に受けることとなる訓練手当等のうち基本手当の額

三 前各号以外の者 訓練手当等の基本手当の最低の級地の額

2 傷病見舞金の支給額の算定の基礎となる額は、前項一号又は第二号に定める額とする。第十一条第二号中「健康保険法」の下に、「労働者災害補償保険法」を加える。

別表中「(第八条関係)」を「(第七条関係)」に改め、同表の第一級の項第五号中「ひじ」を「肘」に、同項第七号中「ひざ」を「膝」に改め、同表の第四級の項第四号中「ひじ」を「肘」に、同項第五号中「ひざ」を「膝」に改め、同表の第六級の項第五号中「せき柱」を「脊柱」に改め、同表の第七級の項第六号中「及び示指を失つたもの」を「を含み三の

「手指」に、「若しくは示指を含み三以上」を「以外の四」に改め、同項第七号中「及び示指」を削り、同項第十二号中「女子の外ぼう」を「外貌」に改め、同表の第八級の項第二号中「せき柱」を「脊柱」に改め、同項第三号中「手指」の下に「又は母指以外の三の手指」を加え、同項第四号中「及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の」を「を含み三の手指又は母指以外の四の」に改め、同項第一一号を削り、同表の第九級の項第一二号中「を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三」を「又は母指以外の二」に改め、同項第一三号中「手指」の下に「又は母指以外の三の手指」を加え、同項第一六号を同項第一七号とし、同項第一五号の次に次の一号を加える。

一六 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表の第一〇級の項第七号を削り、同項第六号中「示指を失つたもの又は母指及び示指」を「母指又は母指」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視で複視を残すもの

別表の第一一級の項第七号中「せき柱」を「脊柱」に改め、同項第八号中「一手の」の下に「示指、」を加え、同項第九号を削り、同項第一〇号を同項第九号とし、同項第一一号中「残す」を「残し労務の遂行に相当な程度の支障がある」に改め、同号を同項第一〇号とし、同表の第一二級の項第一三号を削り、同項第一二号中「がん固」を「頑固」に改め、同号を同項第一三号とし、同項第一三号とし、同項第一一号を同項第一二号とし、同項第一〇号を同項第一一号とし、同項第九号中「一手の」の下に「示指、」を加え、同号を同項第一〇号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手の小指を失つたもの

別表の第一三級の項第七号及び同項第八号を削り、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「失つた」を「廃した」に改め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

同表の第一三級の項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 正面視以外で複視を残すもの

別表の第一四級の項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第一〇号を同項第九号とし、同項第一一号を削り、同表の備考一中「きよう正」を「矯正」に改める。

別記様式第五号中 「災害を受けた訓 練生等の氏名」を 「訓練生等の氏名」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。